

令和3年8月5日
北海道管区行政評価局

「地方公共団体のBCPの実効性に関する調査 －非常用発電設備の整備等を中心として－」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域における行政上の問題について、その改善を図るための調査（地域計画調査）を企画、実施しています。

今回、大規模停電が発生した平成30年北海道胆振東部地震の際に、非常用発電設備が稼働しなかったものなどがあったことを踏まえ、地方公共団体における災害時の業務継続性の確保を推進する観点から、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用発電設備の整備等に関する取組状況を把握し、課題等を明らかにするため、別紙のとおり調査を実施しますので、お知らせします。

※「BCP」とは、業務継続計画を指します。

【本件に関する照会先】

総務省北海道管区行政評価局

評価監視部第二評価監視官 鶴間（つるま）

電話：011-709-2311（内線3146）

FAX：011-709-1843

メール：hkd21@soumu.go.jp

※ 本資料は、総務省北海道管区行政評価局ホームページに掲載しています。
https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido/setumei_a.html

地方公共団体のBCPの実効性に関する調査 －非常用発電設備の整備等を中心として－

調査の背景

- 災害時に応急対策や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う地方公共団体において、災害時の業務継続のための電力の確保は必要不可欠
- 地方公共団体は、非常用発電設備を整備し、72時間は外部からの燃料供給なしに発電できるよう準備をすることなどが望ましいとされている。*

北海道内の地方公共団体において、

- 大規模停電が発生した平成30年北海道胆振東部地震の際に、非常用発電設備が稼働しなかったもの
 - 同地震の後も非常用発電設備が未整備であるもの、整備されているが稼働可能時間が必ずしも十分でないもの
- などがみられる。

- 地方公共団体における災害時の業務継続性の確保を推進する観点から、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用発電設備の整備状況等を調査

※防災基本計画（令和3年5月25日中央防災会議決定）等

調査項目

- 1 非常用発電設備や燃料貯蔵設備等の整備状況
- 2 非常用発電設備の点検、操作訓練等の実施状況
- 3 災害時の非常用発電設備の燃料供給に係る協定の締結状況

調査対象機関等

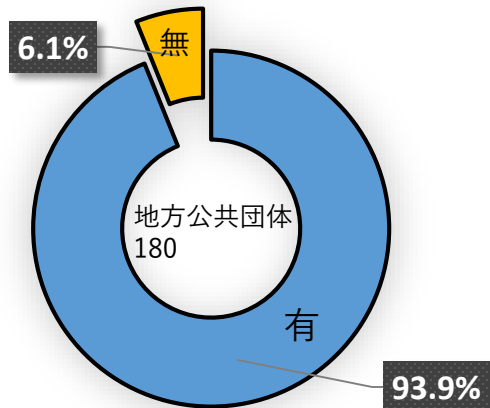
北海道経済産業局、北海道産業保安監督部
北海道、市町村、事業者、関係団体等

調査実施期間

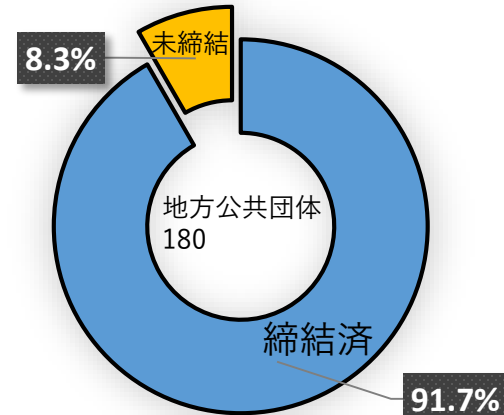
令和3年8月～11月（予定）

北海道内の地方公共団体における非常用発電設備の整備状況等

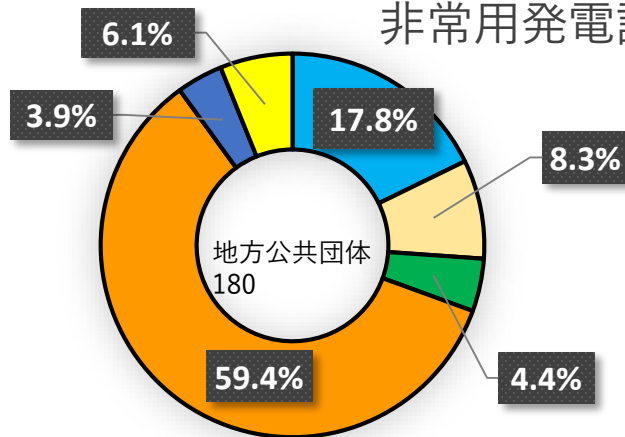
非常用発電設備の整備状況



燃料供給協定の締結状況



非常用発電設備の稼働可能時間



- 24時間未満 (17.8%)
- 24時間以上48時間未満 (8.3%)
- 48時間以上72時間未満 (4.4%)
- 72時間以上1週間未満 (59.4%)
- 1週間以上 (3.9%)
- 未設置 (6.1%)

(注) 1 消防庁「地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果」(令和3年2月25日)に基づき、当局が作成した。

2 地方公共団体は、北海道及び179市町村を指す。

3 「非常用発電設備の稼働可能時間」の構成比について、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

○防災基本計画（抜粋）（令和3年5月25日、中央防災会議決定）

第2編 各災害に共通する対策編

第1章 災害予防

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- 国、地方公共団体等は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(7)公的機関等の業務継続性の確保

- 地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
- 特に、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(8)防災中枢機能等の確保、充実

- 国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。